

在宅で生活をされている介護や援助を必要とする高齢者（おおむね65歳以上）世帯の方などが、安心して暮らすために利用できる「福祉サービス」の種類と主な内容をお知らせします。利用の前に地域包括支援センターによる訪問調査が必要なサービスもあります。利用条件など詳しいことは、市の担当窓口にご相談ください。

介護保険制度の認定の有無に関係なく、支援の必要な方が受けられるサービス

①生活援助員派遣サービス

自宅で自立した生活を送るために、草とりや高所の窓ふきなどの一時的で軽易な生活援助を行います。

②食の自立支援（配食）サービス

調理や食事の確保が困難な方を対象に、食事（昼食・夕食）の定期的な提供と安否確認を行います。（要介護認定の申請、訪問介護等の利用検討・調整も併せて行います）

③東部地区外出支援サービス

車いすの利用などで、公共交通機関の利用が困難な東部地区に居住する方を対象に、リフト付車両により、医療機関等への移送を行います。

④除雪サービス

自力で除雪ができない世帯を対象に、玄関先から道路に面した出入り口までの敷地内の通路部分を除雪します。

⑤寝具乾燥サービス

寝具の衛生管理が困難な方を対象に、布団の乾燥等を行います。

⑥緊急通報システム設置サービス

身体虚弱の方、突発的に生命に危険な症状が発生する持病がある方などを対象に、火災・急病・事故等の緊急時に、消防本部へ通報できる装置を設置します。（電話回線の種類により設置できない場合があります）

⑦いきいき住まいリフォーム助成

身体機能の低下した高齢者または重度の身体障がい者のいる所得税非課税世帯を対象に、安全に生活できるよう自宅を改修（バリアフリー化）する費用の一部を助成します。

⑧安心ボトル配布サービス

自宅で急に具合が悪くなったときなどに、駆け付けた救急隊員が活用するための情報を事前に準備し保管するためのボトルを、ひとり暮らし世帯（これに準じる世帯含む）の高齢者に配布します。

⑨ショートステイサービス

介護している方の病気等のため介護保険の利用限度を超える短期入所が必要な市民税非課税世帯の方を対象に、短期入所生活介護施設等への入所により、介護や機能訓練などのサービスを提供します。

介護保険制度で認定された方が受けられるサービス

⑩家族介護用品給付事業

「要介護3～5」と認定された方を在宅（介護保険施設・地域密着型介護老人福祉施設以外でおむつの持ち込み可能な施設・病院を含む）で介護する方を対象に、紙おむつ等を購入できる利用券を給付します。

⑪家族介護慰労事業

「要介護4または5」と認定され、過去1年間介護保険サービス（年間7日以内の短期入所系サービスを除く）を利用せず、かつ3か月以上入院していない方を在宅で介護する方を対象に慰労金（10万円）を支給します。

※②④⑤⑥⑦は、身体障がい者の方も対象。 ※⑩⑪は、介護する方・される方ともに市民税非課税世帯の方が対象。

後期高齢者医療制度障害認定申請について

後期高齢者医療制度の被保険者は75歳以上の方ですが、65歳から74歳で一定の障がいのある方も後期高齢者医療制度に加入することができます。

ご本人に保険料がかかりますが、医療機関での窓口負担が1割（現役並み所得者は3割）となる場合があります。さまざまなケースがありますので、詳しいことは、国保年金課（☎21-3184）へお問合せください。

【一定の障がいとは・・・】

- ・国民年金などの障害年金1・2級の方
- ・身体障害者手帳1～3級および4級の一部の方
- ・精神障害者保健福祉手帳1・2級の方
- ・療育手帳A（重度）の方

身体障害者手帳1～3級・精神障害者保健福祉手帳1級の方、知的障がいのある方でIQ50以下の方は、重度心身障害者医療費助成を受けることができます。（所得制限あり）

お問合せ 障がい保健福祉課 ☎21-3187